

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N605
2021・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- デジタル監視法と現在の監視・管理社会を考える 清水雅彦
奨学金 分別の利益 不当利得 札幌地裁 **【検索】** 橋本祐樹
【議長トーク】「私の実務修習と田村さん」 上野 格
ヘイトスピーチに痛打を与えた東京高裁判決 神原 元
【シリーズ全国リレー・群馬】
私のワークライフバランス? 松井隆司
司法修習生フォーラム (旧七月集会) のご案内とご支援のお願い

シリーズ 憲法を知るための12作品

- 大林啓吾編『感染症と憲法』 有野優太
☐ 「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」の可決成立に強く抗議する法律家団体の声明



クーベルタンの意見を聞きたい

E-mail bengaku@seihokyo.jp

デジタル監視法と 現在の監視・管理社会を考える

東京 清水 雅彦 (日本体育大学)

■ デジタル監視法成立を招いた一要因

国家安全保障局によるテロ対策法反対派議員殺害の動画を手した弁護士を、国家が盗聴・盗撮・衛星追跡などを駆使して追う映画『エネミー・オブ・アメリカ』(一九九八年米映画)のようなビッグ・ブラザー型監視に批判的な人は多いであろう。なぜなら、この監視は国家による国民の一方的監視であり、プライバシー権侵害が明白であるからだ。

一方で、各種ポイントカードや鉄道のIC乗車カード、ETC、携帯電話・スマホによって収集される個人情報に使われ方に関心のない人が多い。「お得」「割引」「迅速」といった「メリット」目当てに利用者自ら個人情報を提供しているからだ。今年の通常国会でデジタル改革関連法(「デジタル監視法」)が成立したが、反対の声が大きくなかなか背景の一つに、デジタル化に対する肯定的評価があると思われる。入管法改正案のように反対の世論形成ができると成立は難しいが、デジタル監視法についてはそうならなかった。

■ 国家による国民監視

まず、あらためてデジタル監視法の問題点を

確認しておきたい。憲法の観点から見た場合、EU一般データ保護規則には、個人情報取得・保有・利用・提供に際しての情報主体の同意原則やセンシティブ情報の取扱禁止、データファイルの存在公開、データ主体による個人データへのアクセス権・訂正権・消去権(忘れられる権利)の保障といった内容がある。これに対して、デジタル監視法の中に自己情報コントロール権の発想はない。

また、憲法は第八章(地方自治)の九三条で住民自治、九四条で団体自治としての地方公共団体の条例制定権を保障しているが、各自治体の個人情報保護条例の個人情報保護制度を法律(個人情報保護法)で統一化・平準化することになる。自治体によっては本人からの直接収集やセンシティブ情報収集禁止の原則を確立してきたのに、それがなくなってしまう。

この状態の下で「デジタル独裁」が進む。デジタル庁は同じく内閣に設置されている復興庁と異なり、初の内閣官房と一体の恒常的機関になる。内閣総理大臣を助けるデジタル大臣も置くが、デジタル庁の長及び主任大臣は内閣総理大臣であり、デジタル庁にはアジャイル型組織として内閣総理大臣が諸機関・職員に訓令・通達を出すことになる。

また、「デジタル監視」をもたらす。各省庁・自治体の情報システムがデジタル庁により一元管理

され、共通番号によって健康・税金・金融・運転免許・前科歴情報など今後紐付けされ、内閣情報調査室や警察と情報共有する危険性もある。個人情報保護法の利用・提供制限(六九条)の例外として「相当な理由」があれば、本人同意なく個人情報の利用・提供が可能になり、捜査関係事項照会書よりも簡単に警察・検察が情報入手する可能性もある。警察のデータベースには二〇二〇年末で、被疑者の写真二一七〇万件(無罪・不起訴含む)、指紋一二三三万件、DNA型一四二万件もあり、これ以外に運転免許保有者情報が八一九九万人分もある。これら情報を紐付けすれば個人が丸裸にされてしまう。

■企業による情報活用と批判の難しさ

以上のような使われ方は、ビッグ・ブラザー型監視につながるものであり、今回法案に対する法律家や市民団体などの批判の中心はここにあった。ただ、経団連などの要請で安倍政権が「Society 5.0」などを打ち出し、今回の法制に至ったとおり、企業による個人情報活用の側面も見逃してはならない。行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法による非識別加工情報をゆるい方の個人情報保護法による匿名加工情報に合わせ、国や自治体の持つ個人情報为民

間に提供することが可能になる。接続禁止規定のあった個人情報保護条例による個人情報も流通することになる。デジタル庁の一般職非常勤職員は大手IT企業からの出向者で構成され、企業との連携も進むであろう。

このような動きを最近の監視社会論から見ていくと、従来からのビッグ・ブラザー型監視があるとはいえ、現代の監視は個人の自由を保障しながら個人の行動のデータを管理していく環境管理型社会(ジル・ドゥルーズ)に移行してきており、管理の側面もある。また、こうなるとデバイス・ド・ライアンが指摘するように、生身の身体から非身体化されたデータへの監視に移行し、公私の区分が不明確で、社会が監視を必要とすることから、プライバシー権を絶対的な対抗原理にすることは難しくなってくる。

日本の社会学者でも、例えば阿部潔は、現在進行しているのは安全性や利便性のために自ら望んで監視の対象になる「監視の下での自由」や、設定され管理された空間の中で自由に振る舞っているにすぎない「空間の自由」であり、環境管理による「空間の管理」が進行していると指摘する。このような環境管理は、個人個人は好き勝手に行動しているつもりだし、多様な価値観を認めているが、実態は「家畜を管理するみたいに人間を管理するシステム」にすぎないともいわれている(東浩紀)。

■弱肉強食にも家畜的な生き方にも抗いたい

冒頭で映画に言及したが、再び映画の話をするれば、二〇五四年のワシントンを舞台に犯罪が発生する前に被疑者を逮捕する社会を描いた映画『マイノリティ・リポート』(二〇〇二年米映画)は、犯罪を予知するのはプリコグ(予知能力者)であった点で現実性が乏しかった。しかし、現在はプリコグにかわりAIがあり、可能性が現実性に近づいている。

また、映画『エリジウム』(二〇一三年米映画)は、二一五四年のロサンゼルスを舞台に、全ての人間がIDで国家により管理され、一般庶民が地上での劣悪な環境下で貧困生活を強いられる一方、約八〇〇〇人の富裕層はスペースコロニーでの健康で快適な生活を保障される様を描いた。環境管理型社会による個人データの分類が高所得者と低所得者、健常者と障がい者、国民と外国人など、選別と分断による差別を引き起こしかねないシステムであることから、今の監視・管理が進むとどうなるかイメージしやすい映画である。

そこで、今後の課題であるが、デジタル監視法については自己情報コントロール権を明記し、デジタル庁を内閣府に置き、長をデジタル大臣に

し、個人情報保護委員会の強化が求められる。また、社会全体のデジタル化については、情報収集主体が個人情報利用・提供について説明し、本来の目的外使用の範囲を大幅に制限する必要がある。

自身は各種ポイントカードや鉄道のIC乗車カードは持たず、位置情報を発信するスマホの電源は普段切っているが、スマホ自体は必要に応じて使うし、最初から車にETCが付いているので、監視・管理から完全に逃れることは不可能であ

る。とはいえ、多くの人にはもう少し国家と企業によって与えられた「安全」「快適」な空間で家畜のように生きるのか、多少不便でも個人の尊厳を自ら守る人間として生きるのかも考えてほしい。

奨学金 分別の利益 不当利得 札幌地裁

検索

北海道 橋本 祐樹

「保証人の果たすべき役割と内容について、もう少し丁寧に説明すればよかった」

「保証人の行為について詳しい説明をしないで甘えてきたということ」

萩生田文部科学大臣の二〇二二年五月一八日の記者会見でのコメントです(同日付朝日新聞デジタル)。

日本学生支援機構(以下、「機構」といいます)を所管する省庁のトップが、機構の保証人に対する請求に問題があったことを認めたのです。

一 保証人の機構に対する過大回収 不当利得返還請求訴訟

(1) 札幌地裁判決

これに先立つ五月一三日、札幌地方裁判所は、機構に対して、単純保証人が分別の利益を知らずに自己の負担部分を超えて弁済したのは無効であるとして、不当利得の返還を命じました。

(2) 本訴訟の特徴

この訴訟は、機構の貸与型奨学金の単純保証人二名が、機構を被告として、分別の利益を超えて過大に回収された金額の返還を求めているものでした(東京地裁にも同じ内容の訴訟が係属しています)。

原告は、六〇代女性と七〇代男性です。

六〇代女性は、亡くなった夫がその甥の奨学金債務の保証人になっていたことから、機構の甥への請求額全額を支払いました。機構から夫の甥への請求額が記載された「奨学金の返還について」と

題する書面が届いたため、一括請求をされたと思
ったからでした。

七〇代男性は、元高校教員で、進学を希望す
る教え子のための保証人になりましたが、教え子
が自己破産をし、教え子の父親である連帯保証人
は死亡していたため、機構から保証債務の履行を
求められました。自ら機構と交渉し、分割払いと
し、その支払いを六年以上も続けていました。

原告両名とも、機構から分別の利益の説明がな
かったため、自己の負担は保証人の頭数で割った
範囲で支払えば足りることも知らずに、本来の負
担額を超えて支払いを余儀なくされました。そり
や説明されないと知らないですよね。二〇一〇年
度から二〇一七年度までに機構が保証人に請求し
たのは八五五件（総額約二三億円）ですが、保証人
が分別の利益の申し立てをし、機構が応じたのは
たったの三三件（総額約六〇〇〇万円）であること
からもわかります。訴訟でも重点的に主張立証し
た点です。

そのため、機構に対して、単に自己の負担部分
を超えてした「過払金」の不当利得返還請求をす
るのみならず、機構の回収至上主義とも言える
姿勢を改めさせるために、以下のような請求も加
えました。まず、今や大学生等の約四割が利用
する最も大規模な公的奨学金を運営する独立行
政法人であり、金融のプロでもある機構が、分別

の利益を知りつつ原告らから弁済を受領した点を
もって、「悪意の受益者」として利息請求もしまし
た。また、法的知識などの情報の質及び量におい
て格差があるにもかかわらず、原告らが分別の利
益についての知識を欠いたままであるのを利用し、
これにつけ込んで行った全額請求は、それ自体不
法行為であるとして、損害賠償請求もしました。

二 判決の要旨

(1) 分別の利益について

民法の規定通りに、また、要件事実のマニユア
ル本の通りに、「分別の利益の効果発生に保証人
の何らかの行為を要求していない」「各保証人は平
等の割合をもって分割された額についてのみ保証
債務を負担する」と判示し、「分別の利益は抗弁で
ある」「保証人が分別の利益を援用しない限り、主
たる債務の全額に相当する保証債務を負担」とい
う機構の主張を排斥しました。

これは東京弁護士会が中心となって、明治民法の
起草者である富井政章や京都帝大教授岡松参太
郎や中島玉吉などの明治期の文献を丁寧に引用し
主張立証した成果です。

(2) 分別の利益を知らずに自己の負担部分を

超えてした弁済の効力について

これまた民法の規定の通りですが、保証人が分

別の利益を有していることを知らずに自己の負担
を超える部分を自己の保証債務と誤信して弁済し
た場合、超過部分に対する弁済は「非債弁済に他
ならない」として「保証人による自己の負担を超
える部分に対する弁済は無効」と判示しました。

また、「事務管理であり弁済は有効」「主債務者
等に対して求償権を取得するから不当利得返還請
求権は認められない」との機構の主張も排斥しま
した。

とりわけ、求償権の規定を根拠として無効な
弁済を有効として扱うべきであるとの機構の主張
を、「独自の見解というほかになく、採用できない」
と、完膚なきまでに退けました。

(3) 機構の悪意の受益者性について

(1) (2)の起案者とは別人物が起案したのではない
かと思うくらい、(1) (2)の判断と整合しないです
が、機構が、法律上の原因があると考えて負担部
分を超える支払いを受けていた点は、後に「当裁
判所に否定されたからといって、支払いを受けた
当時において当然に悪意の受益者であったという
ことはできない」と原告らの主張を容れませんで
した。

(4) 機構が保証人の負担部分を超えて

請求することの不法行為性

これも(1) (2)の判断と整合しませんが、保証人は
自己の負担部分を超える部分の弁済を行うか否か

を選択できる立場にあるとの一般論のもと、「全額請求をしたことが、直ちに不法行為に当たるということはできない」として違法性を認めませんでした。

突如本件の事情を離れて一般論を根拠にしたうえ、機構の独立行政法人の立場を軽視した判断です。「伝えれば事実上、半額を回収できなくなる」と聞き直った遠藤勝裕前理事長の発言を想起して判断すべきでした。

三 判決後の動き

私たち弁護士団は機構と文部科学大臣に要望書を提出しました。

機構のホームページには、現在も、保証人が奨学金を返還する場合、機構に「申し出ることによって、保証人が返還すべき金額を、請求額の二分の一にすることができます。」「この申し出は……『分別の利益』という保証人の権利（抗弁権）です。」と記載されたままです。ですので、本判決を尊重した対応をすべきであると求めました。

文部科学大臣に対しては、①機構が保証人に対して請求をする場合に保証人の返還額を明示するように省令を改正すること、②機構が奨学生等に交付する「返還のてびき」「返還誓約書」に分別の利益があることがわかる記載を明示するよう機構

に命じること、を求めました。

四 控訴審にむけて

機構は札幌地裁判決を不服として控訴しました。

私達も機構の回収至上主義の姿勢に対抗するべく、附帯控訴をし、(3)(4)について、より踏み込んだ判断の獲得を目指したいと思います。

鎌倉で会いましょう！

青法協弁学合同部会は、後記の要領で第二回常任委員会（秋の全国ミーティング・鎌倉）を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

■日 時 二〇二二年九月三日（金）一三時～四日（土）一二時（予定）

■場 所 神奈川県鎌倉市内+Zoom

□特別講演 元青法協裁判官部会会員による講演

講師・田村 洋三氏（青森地家裁所長、名古屋高裁部総括判事等歴任、主に民事担当）

主：民事担当

石塚 章夫氏（福岡高裁部総括判事、新潟家裁所長を歴任、刑事・民事・家事・少年を担当）

事：民事・家事・少年を担当

□若手弁護士向け実務講座（予定）

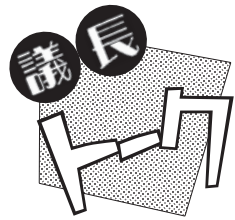
□地元企画 「津久井やまゆり園事件」

報告・滝本 太郎 会員（神奈川県）

□オプションツアー 「歴史情緒あふれる鎌倉五山、鶴岡八幡宮散策」

※詳細は別途送付の常任委員会のご案内をご参照頂くか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。





「私の実務修習と田村さん」

今回は、私の実務修習の話をします。もう二年間の司法修習には戻らないのかもしれませんが、今の実務修習が各二か月と聞くと、やはり残念に思います。自分の経験で、始めの一か月はわけもわからずに過ぎてしまい、終わりの一か月は事件に深く関与できなかったもので、中の二か月を取られてしまうと、ねえ？

一九九七年四月から七月末まで和光で前期修習をし、前橋に引っ越しました。私の場合は新婚生活が同時にスタートしましたので、特に印象深いわけです。給与が二〇万円くらいで、受験生だった妻との生活費に加え、妻が東京に通い答案練習を受ける費用や交通費も出していたので、カツカツでした。その後の貸与制に比べれば、ずっとマシだったのですが。近くの生協の特売広告を丁寧に読み、サンマが安いとなれば、一七時ちようどに退庁して買いに行きました。通勤は自転車です。

八月～二月は検察修習でした。担当検事が気さくで有能で熱心な方で、供述調書案は真つ赤に直されました。修習生も戦力とされていて、次席検事室前の廊下に、検事と修習生が担当事件の決裁を求めて並んでいた。未必の故意を認める調書を読みながら、次席検事が「上野君さ、『この包丁で力任せに刺したら死んでしまうかもしれないと思いますけど、それでも構わないと思って刺しました』って書いてあるけどさ、そんなこと、刺すときの一瞬に考えるかなあ？」と聞いてきて、慌てました。市内で変死事件が起けると、解剖立会に行くことになるので、朝刊を見るのが怖かったです。担当検事になぜか気に入られ、「上野君は、検事になりたいよね？」なりたいて言いなよ」と迫られました。「私は青法協会員ですが、いいんですか？」と聞くと、「そんなの関係ないよ、叩き直すからさあ」と。冗談だったんでしょね。

次の二月～翌一九九八年三月の弁護士修習は長くなるので今度に回します。

四月～七月は民事裁判でした。前橋地裁には民事部が二部しかなく、私は民事一部に配属されました。裁判長は、弁論準備手続での手控えを、内から外に渦巻き状にメモしていく方でした。それで事件のポイントは間違えないのですから不思議です。弁護修習の

後だったので、見知った弁護士が、それぞれのやり方でポイントを訴え、色々なやり方があるのだなあと思いました。わかりやすく端的に話す、粘り強く伝わるまで話す、などなど。この原稿を書いていて思い出しましたが、やたら長い準備書面や、期日の直前に出された準備書面は、裁判官の印象も悪かったです。今の自分を反省します。

隣の民事二部の裁判長が田村洋三さんでした。修習生の質問に丁寧に答えてくださるのので修習生の人気も高く、私は一部を抜け出しては二部の法廷傍聴をし、田村さんに質問をしていました。田村さんは私が青法協会員であることをご存知で、「上野君、裁判官になることに興味はないか。懇話会というものがあつて……」とお誘いいただきました。私には裁判官になる能力も適性もありませんでしたが、飛び上がるほどうれしかったです。修習中に田村さんとは青法協の話があまりできませんでした。この度、九月の全国ミーンティングで講演をいただけることになりました。どうすれば、人権課題の裁判で勝てるのでしょうか。私達は、もって裁判官が何に着目しているか、どのように考えているのか、知るべきではないかと思えます。是非、ご参加ください。

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)

ヘイトスピーチに痛打を与えた東京高裁判決

神奈川 神原 元

1 はじめに

本件はインターネット上のヘイトスピーチについて、人種差別そのものを違法とした上で、高額な賠償を認めた画期的な判決です。インターネット上のヘイトスピーチが社会問題になっているなかでも重要な判決だと考え報告致します。

2 本件事案の概要

本件は、川崎市内に居住する在日コリアンの(当時)中学生が、インターネット上の「写楽」と題するブログにて、その名前を掲載され、「在日という悪性外来寄生生物種」「見た目も中身もある醜いチョーセン人」「おまえら不逞朝鮮人」「チョーセン・ヒトモドキ」などという言葉を並べるヘイトスピーチの被害を受けたという事案です。

被害者の少年は、二〇一八年上旬に川崎で開催された音楽イベントに参加しました。地元の神奈川新聞で彼のコメントが紹介されると、「写楽」はこれを転載してヘイトスピーチによる攻撃を行ったのです。

私たち弁護士は当該ブログ(アメーバブログ)のコンテンツプロバイダーであるサイバーエージェント株式会社を債務者として発信者情報開示の仮処分を申立てました。幸い会社の協力が得られ、任意開示。さらに、アクセスプロバイダーの協力も得られ、加害者を特定しました。

加害者は大分県に住む六〇代の男性。私たちは、彼を横浜地検に侮辱罪で刑事告訴しました。二〇一八年二月二〇日、横浜地裁川崎簡裁が侮辱罪で九〇〇〇円の罰金の略式命令を発しました。しかし、九〇〇〇円の罰金というのは現行法

上罰金刑の上限とはいえ、あまりに少ない。しかも、加害者は弁護人を通じてFAXで謝罪の意思を伝えるのみで、慰謝の措置としても十分ではありませんでした。

そこで、私たちは、二〇一九年三月二日、①名誉毀損、②侮辱、③差別に基づく人格権侵害の損害賠償として金三〇〇万円(慰謝料二〇〇万円、発信者情報開示請求費用八〇万円、弁護士費用二〇万円)を求める民事訴訟を横浜地裁川崎支部に提起。二〇二〇年五月二六日、②③を認め、総額九一万円(慰謝料七〇万円、弁護士費用二二万円)の損害賠償を命じる一審判決を得ました。

この判決自体も意義のある判決だったのですが、私たちは、これを東京高裁で確定させることに意義があると考えて控訴。そして、二〇二二年五月二日、賠償金額をさらに上乗せする判決を

得ることができたのです。

3 ヘイトスピーチで高額慰謝料を 取得することの難しさ

ところで、二〇一六年に制定された不当な差別的言動解消法の制定以後、ヘイトスピーチは許されないという社会的認知はかなり進んだと思います。他方、インターネット上のヘイトスピーチについては対策が遅れるとともに、固有の難しさがいくつかありました。

その難しさの一つが「名誉毀損」「プライバシー侵害」「侮辱」という、従来のネット裁判の類型に、「ヘイトスピーチ」が当てはまらないという点にありました。仮に、外国籍の方に「ゴキブリ●人」とぶつけても「名誉毀損」「プライバシー侵害」にはなりません。せいぜい「侮辱」に当たる程度ですが、「侮辱」は名誉感情の侵害に過ぎず、その慰謝料は極めて低い額でした。

4 これまでの裁判の流れ

他方、これまでも人種差別を理由に高額賠償を認めた判決はいくつありました。

たとえば、京都朝鮮学校襲撃事件に関する二〇一三年一〇月七日判決（判例時報二二〇八号七四頁）です。この判決は、人種差別撤廃条約を援用して高額賠償を認めた例です。この流れに沿うの

が、在日コリアン女性・李信恵さんが保守速報や在特会会長らに対してとった判決です。

ただ、これらの判決は、「人種差別」を独立の違法要素と認めたものではありませんでした。例えば京都朝鮮学校事件の判決は、「わが国の裁判所は、単に人種差別行為がされたというだけでなく、これにより具体的な損害が発生している場合に初めて、民法七〇九条に基づき、加害者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができる」というにとどまる」とした上で、「人種差別撤廃条約上の責務に基づき、同条約の定め、に適合するよう、無形損害に対する賠償額の認定を行うべきもの」として、賠償額の算定について人種差別を考慮する、という姿勢に止まっていたのです。

5 判決の画期性

この点、本件で横浜地裁川崎支部の二〇二〇年五月二六日判決は、インターネット上のヘイトスピーチについて、以下のように述べて、地域社会からの排除等の人種差別そのものを独立の法的侵害として違法認定した上で、七〇万円の慰謝料を認定した点で画期的でした。

（不当な差別的言動は「憲法二三条に由来する、住居において平穏に生活する自由に活動する権利、名誉、信用を保有する権利等の人格権を享有

するための前提として強く保護されるべき、本邦外出身者が専ら本邦の地域社会から排除されることのない権利のみならず、前記の本邦外出身者がそれぞれ有する自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情を著しく害する」

さらに、二〇二一年五月二日の東京高裁判決は、右の理由付けを維持した上で、慰謝料額を増額し、一〇〇万円の慰謝料を認定しました。弁護士費用は三〇万円が認定され、合計一三〇万円の認容額です。一つの書込みにたいする慰謝料額としては、異例の高額であるといえるでしょう。

6 まとめ

このように、本件判決はインターネット上のヘイトスピーチについて、人種差別そのものを違法とした上で、高額な賠償を認めた画期的な判決でした。ネット上のヘイトスピーチについて法律の対策が遅れている今日、このような裁判例の流れを確実にすべく、積極的に裁判で主張していく必要があります。

私は判決全文を当職の事務所（武蔵小杉合同法律事務所）のホームページに掲載しました。是非、証拠で出す等して活用して頂ければと思っています。



群馬支部

私のワークライフバランス？

群馬 松井 隆司

一 はじめに

今回、群馬支部の取り組みについて報告して欲しいとの依頼を受けたものの、私も複数の弁護士団事件に取り組んではいますが、群馬独自といえるような活動は乏しいため、何を報告したらよいかと悩みました。そうしたところ、最近、機関紙にて、上野格議長が育児について書かれているのを見て(楽しみにしています)、これをマネさせていただこうと思い立ちました。我々の仕事は業務量が多いなど家庭との両立は大変ですが、関心のある方は、ぜひご自身のご家庭と比較していただければと思います。

二 結婚当初

私は、新六五期で、弁護士二年目の二〇一四年二月に結婚しましたが(妻は前橋家庭某所の書記官)、私の事務所の現在の所長が朝ご飯を毎日つくっているという情報が妻の耳に入ってしまった。朝ご飯は私の担当になりました。料理に苦手意識はなかったのですが、真に大変なのはメニューを決めることだと気づき、パンとご飯を交互にし、パンの日は、卵料理とベーコン又はソーセージ、ミニトマト、果物、ヨーグルト、コーヒー、ご飯の日は、卵料理と焼き魚を交互にし、納豆、みそ汁、果物、ヨーグルトというサイクルを確立しま

した。

三 長男が生まれて

もちろん、そのほかにも家事はしていましたが、やがて妻が妊娠し、二〇一六年一〇月に長男が生まれるのに伴って、よく分からないうちに私の家事担当が増えていきました。長男は、夜泣きもひどかったので、夜中に寝かしつけを何度もし、布団に下すと寝ないときには、抱っこ紐で抱っこしたままソファに座って寝た(気を失った)日々もありました。いい思い出です。

大変な思いをしつつも、子どもはかわいく、夜遅くに帰って、すでに子どもが寝ているのが残念なと、妻から、子どもの入浴が大変なのよといわれるプレッシャーもあり、早くに帰宅しなければと思うようになりました。時間術の本も読み漁り、朝型にすることに決め、五時台に起きて自宅で起案をし、夕方は一八時台に帰って、子どもの入浴をするという生活サイクルが出来上がりました。

四 長女が生まれて

その後、妻が長女を妊娠し、長男の育休から長女の産休へと移行しました。妻がつわりのため、私の家事、育児の経験値がどんどん高まり、もはや母乳を出す以外であれば、何でもできるように

なっていました。他方、帰宅してからも残業している気持ちであり、長男が生まれたころの大変さを思うと、長女が生まれて、育児の負担が倍になったら、自宅で過労死するんじゃないかと恐怖を感じていました。

ところが、二〇一八年八月に長女が生まれると、つわりのなくなった妻がとても元気になり、また、長男での育児経験もあったことから、思いのほか負担増は感じませんでした。幸い、長女は、長男ほど夜泣きはひどくなかったのですが、早朝に起きて泣き、釣られて長男も起きるということが続いたので、朝は、長女をおんぶ紐でおんぶしながら、起案をするという日々が続きました。いい思い出です。

五 最近の様子

長男も長女も幼稚園へ入り、二〇二〇年四月から、妻は、職場に短時間勤務で復帰しましたが（ちなみに、少年係なので、他人の子に関わっている）、仕事が終わらないのに、残って仕事ができないという理由から、同年六月ころには、フルタイムで働くと言い出し、コロナの影響で滞っている仕事を終わらせるために、むしろフレックスで早出することになりました（「マジか……」と思いました）。後に、通常出勤に戻りましたが、その機会に、妻は自分の準備を先に済ませて出勤する

ことにしたので、朝ご飯担当が妻になり、夕飯担当が私に変わりました。勝間和代さんの「勝間式ネオ・ライフハック100」を読んで、ヘルシオを購入し、肉と野菜の同時調理に頼っています。

最近、妻も五時台に起きつつ、筋トレし、乾燥機内の洗濯物を畳み、朝ご飯の準備をしています。私は、ごみ捨てをしつつ、散歩やらマラソンへ出かけ、帰宅したら一時間ほど仕事をし、その後、子らを起こし、子らが顔を洗ったり、着替えるのを手伝い、布団を片付け、洗濯物の残りを畳んでタンスにしまいつつ、夜の子らのパジャマを準備し、四人で朝食をとります。妻は先に朝食を食べ終えて仕事へ出かけ、私が朝食の後片付け、皿洗いをし、子どもの歯磨きなどをして、幼稚園へ送っていきます。

夕方は、基本的に、妻が子らを幼稚園へ迎えに行き、布団を敷き、子らをお風呂に入れていきます。私は、妻と子らのお風呂中に帰宅することが多く、夕食づくりをしながら、風呂から出た子どもらの体を拭いたり、着替えを手伝っています。妻が風呂から出次第、夕飯づくりが途中であれば、妻に交代して私が風呂に入り、逆に、子らがごねて私と風呂に入るという場合は役割が反対になることもあります。

夕食後は、皿洗い、ごみ捨て準備、子らの歯磨き、洗濯物干し、本の読み聞かせを妻と分担し

て、臨機応変にやっています。

最近、長女のがままに苦労しており、育児関係のYouTube動画や本を参考にしながら、悪戦苦闘しています。

六 おわりに

昨今では、家でZoom会議に出られるようになりましたし、思いのほか仕事を効率化できているのか仕事をこなせる量は減らず来られているように思います。もちろん、子らが寝た後に仕事する日や休日に仕事をする日もあり、もっとゆとりしたいとは思いますが。

また、月並みですが、離婚事件に携わったとき、家事、育児について深く共感できるようになりましたし、他方で、虐待事件の記事を見たときは、「虐待って起こるよなあ。」と思うようになりました（もちろん、自分ではありませんが）。

本記事を読んで、配偶者にもっと家事、育児をやるように言おうと思った方がいれば、ぜひ言ってください。自分の方がもっと工夫しているろいろやっていると思った方は、ぜひとも寄稿していただき、参考にさせていただけると幸いです。

司法修習生フォーラム(旧七月集会)のご案内とご支援のお願い

司法修習生フォーラム実行委員会実行委員長

1 はじめに

例年、司法修習生有志が主体となり、「七月集会」という名称で、七月にシンポジウムが開催されてきました。しかし、今年はコロナの影響で、例年のシンポジウムは一月に開催することになりました。今年は、実施月の変更経緯も踏まえ、「司法修習生フォーラム」という名称に変更するに至りました。

名称は、例年とは異なりますが、司法修習生フォーラムは、人権問題・社会問題について勉強し、多くの方と共有していくという例年までの七月集会と同じ趣旨のものです。

二〇二二年現在、新型コロナウイルスが流行し、コロナ禍ゆえの社会問題も生じ、これまで以上に解決すべき課題が増大しました。私たちは、このような社会状況であるからこそ、今ある多くの課題に目を背けずに考え、向き合い続ける司法修

習生フォーラムでありたいとの思いで活動しております。また、私たちが学ぶ・共有するだけでなく、多くの人に今起きている様々な社会問題について発信していきたい、知ってほしいとの願いから、今年のキャッチコピーを「無関心を終わらせよう」に決めました。

また、SNSが発達した現代においては、自己の意見を周囲に向けて発信することができず、その一方で、情報の受け手は、自己に興味のない情報を遮断することも可能になりました。このような情報過多の時代であるからこそ、思わず目を奪いたくなるような事実に向きあう姿勢、勇気が必要であると考えます。司法修習生フォーラムでは、一般の参加者の皆様が、いままで持ったことのなかった問題意識を提供していく所存でございます。そして、社会をより良くしていく動きを生み出していきたいです。

青年法律家協会の先生方には、日頃より格別の

ご高配を賜り、誠にありがとうございますところ、先生方に本年の司法修習生フォーラムのご案内とご支援のお願いさせて頂きたく、僭越ながらこの場をお借りした次第でございます。

2 本年の修習生フォーラムのご案内

(1) 本年の司法修習生フォーラムの全体会のテーマとして、「入管・難民問題」を取り上げることとなりました。入管・難民問題は、人権を訴える側と国家主権を盾に頑なな態度をとる法務省との間の対立が激しい分野の一つです。

日本では、欧米諸国と比べても、難民認定率が非常に低い状況が続いています。

今年に入ってから、三月には入管施設内で、スリランカの女性(当時三三歳)が亡くなりました。また、入管法改正案について国会の審議もありました。入管法改正案は見送られたものの、収容のあり方や透明性、難民認定率の低さなどについては、問題が山積みとなっています。司法修習生フォーラムがこのテーマを全体会として取り上げ、私たちがまず学び、そして学生を含む一般参加者と問題意識を共有し、入管・難民制度の現状を少しでも多くの人に伝えたい、知ってほしいと考えています。

(2) 分科会のテーマとしては、技能実習生、セックスワーカーと給付金、ビジネスと人権、性的

同意、コロナ禍の労働問題、命に関する自己決定、ヤングケアラー問題、沖縄県基地訴訟を扱います。

司法修習生フォーラムでは、当事者の方もお呼びし、被害の実態や現状などをお話頂くことも予定しております。

(3) プレ企画のテーマでは、「ヘイトスピーチ」を取り上げることとなりました。

実行委員の一人は、当該テーマについて、「法科大学院在籍時、京都朝鮮学校襲撃事件の実際の映像を見て、非常に衝撃を受けたのを覚えています。司法修習生フォーラムでは、今まであまり知らなかった人にとっても考えるきっかけになればいいな」と語っています。京都朝鮮学校襲撃事件から一〇年以上たった今現在においても、フジ住宅事件やDHCの会長声明のように、当該問題は私たちの社会生活のあらゆる場面において存在しています。

司法修習生フォーラムでは、もう一度、根強く残っているこの問題をプレ企画で扱い、学生を含む一般参加者の方と共有し、考えていきます。

(4) また、司法修習生フォーラムでは、ただ伝えるだけではなく、様々な立場の方と議論すること、より有意義なシンポジウムにしたいと考えております。

参加者にとっても、質疑応答の時間には、日ごろから人権問題に取り組まれている先生方のご意

見や体験談を踏まえた議論を聞くことができることは、より貴重かつ有意義なものになると考えます。先生方におかれましては、大変ご多忙のことと存じますが、司法修習生フォーラムに是非ご参加いただき、参加者と交流していただければ幸いです。

3 ご支援のお願い

現段階の予定ではございますが、現地開催とZoomの併用形態を予定しております。

感染症対策をしっかりとすうえで、オンライン設備を整えた新しい集会形態を実現したいと考えております。しかしながら、開催費用、感染症

対策費用、オンライン設備費、交通費の補助を考えますと、多額の費用を必要とします。

司法修習生の給付金の額では、費用を賄うことができず、先生方からのお力添えが必要な状況です。

誠に恐縮ではございますが、司法修習生フォーラムの意義にご理解ご賛同をいただき、左記の口座にご支援をいただければ幸いです。

既にご支援を賜っている先生方におかれましては、重ねてこのようなお願いをする無礼をご容赦くださいませ。

ご不明な点がございましたら、末尾の問い合わせ先までご連絡頂ければ幸いです。

司法修習生フォーラム

日時：2021年11月6日(土)、7日(日)

開催形態：会場開催+ Zoom

※新型コロナウイルスの影響により、オンラインのみの可能性あり。

場所：京都教育文化センター

テーマ：

(全体会) 入管・難民問題

(分科会) 技能実習生/セックスワーカーと給付金/ビジネスと人権/性的同意/コロナ禍の労働問題/命に関する自己決定/ヤングケアラー問題/沖縄県基地訴訟

プレ企画

日時：9月中旬から下旬

開催形態：Zoom

テーマ：ヘイトスピーチ

カンパのお振込先

口座名称：司法修習生フォーラム
(シホウシュウシュウセイフォーラム)

金融機関：滋賀銀行 丸太町支店
普通口座 470488

※お振込みいただく際、事務所名とお名前を記載して頂けると幸いです。

【問い合わせ先】

第74期司法修習生フォーラム実行委員会事務局

Eメール：7shu74@gmail.com

Facebook：shukai74

Twitter：74symposium

シリーズ
憲法を知るための

12作品

大林啓吾編

『感染症と憲法』

神奈川 有野 優太



「感染症と憲法」

二〇二二年三月一〇日発行

著者：大林啓吾・他

出版社：青林書院

定価：三八五〇円（税込）

A5版 二七四頁

さらに、さすが「コロナ禍

を素材にして、憲法の観点か

ら感染症問題を考察する」と

銘打つだけあって、昨年の日

本のコロナ政策を基に法的に

どのような状態であったか、

解説する。例えば、大型クル

ーズ船「ダイヤモンド・プリ

ンセス号」を横浜に停留させていた根拠は、検疫
法三四条、一四条一項一号及び二号である。

このように、本書は、感染症対策法制を簡潔かつ具体的に解説するものであり、読者に対し、感染症対策法制を議論するための基礎知識を提供してくれる。

3 コロナ禍に対応するために

緊急事態条項は必要か

以上は、どちらかというやや行政法よりな内容であったが、本書ではもちろん憲法そのものの問題も扱っている。その一つが緊急事態条項である。

現在、与党から、コロナ対策として、憲法を改正して緊急事態条項を設けるべきであるとの声が挙がっている。これに対し、私は、憲法改正などせずとも、現行法や法改正によって十分対処可能であると感覚的に思いつつも、具体的に個々の局面を想定して考えることは出来なかった（とい

1 はじめに

本シリーズが発足して以降、憲法的示唆に富む教養にあふれた作品が紹介されて来た。このような流れの中、何の捻りもなく恐縮ではあるが、露骨に「憲法」と名のついた研究書を紹介させていただく。

本書は、コロナ禍を素材にして、憲法の観点から感染症問題を考察する力作である。本稿では、本書のうち、とりわけ「第二章 法制度の憲法問題」と「第八章 緊急事態条項の問題」を取り上げる。

2 関連法令を感染症対策という

観点から整理

昨年からはまったコロナ禍は、私の修習生活を直撃した。四月の緊急事態宣言により、修習は自

宅待機となり、私は暇を持て余した。七月集会でもコロナ禍の人権問題について取り上げるべきではないかという機運が高まり、私も緊急事態宣言等について定める新型インフルエンザ特措法（以下「特措法」という）とは一体どのようなものなのか、少し勉強したりした。

しかし、特措法は、あくまで感染症が国内に入ってきた場合に、どのように封じ込めるかという観点の法律であって、感染症対策法制の一部ではない。私は勉強するうちに、他にも感染症法等々の法律があることを知り、途方に暮れ、それ以上勉強することをやめてしまった。

本書は、そんな私のような怠惰な人間でも読み切れるよう、第二章において、特措法や感染症法をはじめとする関連法令を、専ら感染症対策という観点から、一〇ページほどでまとめてくれている。

うより知識がなくなってきた。それを、まさに試みてくれているのが本書である。

筆者は、この問題を検討する際には、憲法改正による緊急事態条項が必要な理由やそれによってもたらされる利益と、憲法改正による緊急事態条項が不要な理由やそれによってもたらされる不利益を考える必要があるという。

筆者は、緊急事態条項を設定するメリットとして、①法律では十分に対応できない事態にも対処することができるようになる、②国民の生命を危険にさらすなど回復不可能な損害を食い止められる可能性がある、③法令で特定した感染症に限らず新しく登場した危険な感染症に対しても迅速に対応できるといったことを挙げる。

一方、デメリットとしては、①憲法改正は法律改正と比べてエネルギー、時間、金銭がかかる、②憲法的効力を一時停止したり行政に権力を集中させたりすると著しい権利侵害が行われるおそれがあり回復困難な損害をもたらす可能性がある、③感染症以外の問題にも緊急事態条項が利用されてしまうなど権力濫用のおそれがあるといったことを挙げる。

そのうえで、筆者は、「まずは現行法の枠組みでは十分対応ができず、かつ法律の改正では対応できない事態が存在するかどうかを考えなければならぬ。それが存在しないのであれば、①」

③のようなデメリットが勝り、法律改正で対応すべき事柄になる。」と述べ、隔離・入院、対象となる「感染症」への指定、営業停止、外出禁止・県外移動禁止、入管法関係といったそれぞれの問題について、具体的に考察する。

例えば、隔離・入院の問題について、筆者は、以下のように考察する。

すなわち、現状、感染症法において、都道府県知事は「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があるもの」に対して、職員による検体の提出や検体の採取、健康診断、体温その他の健康状態についての報告等を求めることができる」とされているものの、強制隔離や強制入院の対象にはできない。

たしかに、新しいウイルスが登場した場合には、あらかじめ感染の疑いの程度を示すことが難しいこともある。また、万が一、本人の同意が得られずとも、一定期間の隔離が必要な場合もある。この場合に、行政が、対象者を、何らの根拠や期間も示さず、感染対策や環境衛生が不十分な施設に強制収容といった場合には、憲法二三条の個人の尊厳や同二三条の居住移動の自由等に反するため、憲法改正による緊急事態条項が必要ということになる。

一方、法改正や新たな法律の制定によって、感染源とされる国や地域に滞在していたことがあるなど

明らかに感染が疑われる理由を提示するなどの要件を設けた上で、さらに感染が疑われるウイルス等の感染力や致死性が高いような場合に、感染対策や環境衛生が整備された施設に一定期間隔離又は入院させるといった規定を設けることも考えられる（なお、本書は、基本的に、二〇二〇年一〇月末日までの状況に基づいている。その後、二〇二二年二月三

日に施行された改正感染症法によって、「患者又は新

感染症の所見がある者」に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間又は当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。）若しくは当該者の居室若しくはこれに相当する場所から外出しないこと等を求めることが可能となっている（感染症法四四条の三第二項、五〇条の二第二項）。

この場合には、適用の場面で憲法違反の問題が生じるおそれがあるとしても、少なくとも当該立法自体が明らかに違憲であるとはいえないだろう。そうすると、憲法改正をせずとも法改正等によって憲法適合的に前記問題に対応することができ

4 おわりに

この他にも、本書は、アメリカとフランスにお

ける感染症予防モデル、日本と世界の感染症と隔離の歴史、フェイクニュース、パンデミック時の選挙問題についての論考が掲載されている。

コロナ禍の中では、国民の生命健康を守るため、政府による規制権限の行使が必要な場合もある。しかし、コロナ禍においても、個人の基本的

人権の重要性は不変である。そのような中で、いかにして個人の基本的な人権に配慮した規制を実現するか。それを考えるためのヒントが本書にある。

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎声明

「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」の可決成立に強く抗議する法律家団体の声明

二〇二一年六月二六日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 共同代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団 長 吉田 健一

青年法律家協会弁護士学者合同部会 長 上野 格

日本国際法律家協会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会 長 大久保賢一

日本民主法律家協会 理事 長 新倉 修

一 拙速な可決成立に対して、強く抗議する

本年六月二日、参議院本会議で、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正改憲手続法」または単に「改正法」という。)が、自民、公明、維新、国民、立民などの賛成多数で可決成立した。改正改憲手続法は、二〇一六年に累次にわたり改正

された公職選挙法(名簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投票、洋上投票、繰延投票、投票所への同伴)の七項目にそろえて改憲手続法を改正するものである。衆議院憲法審査会での立民の修正提案で、「施行後三年を目途に」、有料広告制限、資金規制、インターネット規制などの「検討と必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」附則第四条が加えられた。

改憲問題対策法律家六団体連絡会は、二〇一八年六月の法案提出以来一貫して法案の重大な欠陥を指摘し続けてきた。昨年一月から始まった衆・参憲法審査会の審議において、その欠陥は動かしがたく明らかとなったにもかかわらず、何らの見直しもないまま法案を成立させたことに強く抗議する。附則四条は、立法者自ら改正改憲手続法の重大な欠陥を認めて、この法律のままで公平公正な国民投票が実施できないことを明らかにしているが、だとするならば、重大な欠陥

の解決を先送りしてまでこの改正法を成立させる理由はなく、徹底審議の上で一旦廃案にする選択以外にはなかったはずだ。

二 改正法は、憲法改正国民投票の公平公正が確保されない欠陥法であること

そもそも憲法九六条の憲法改正国民投票は、国民の憲法改正権の具体的行使であり、最高法規としての憲法の国民意思による正当性を確保する手段であることから、できる限り多くの国民に平等に投票の機会を保障し、公平公正を確保する手続きであることが憲法上強く要求されている(国民主権・前文、憲法一条、法の下平等・憲法二四一条、硬性憲法と憲法の改正手続き・憲法九六条、最高法規・憲法九七条、九八条一項)。(1) 投票できない国民がいることを放置したままであること

遠洋航行などで長期にわたり洋上にいる船員等の中には、改正法のままでは憲法改正国民投票ができない人が出てくる。また、郵便投票の対象者が要介護五に限定されているため現在でも投票できない国民が相当数いることが指摘されている。新型コロナウイルス感染症の拡大により、指定病院等に入院中の方や、宿泊施設や自宅で療養を余儀なくされている場合も投票ができない可能性はある。このように、正当な理由なく憲法改正国民投票の機会を奪われている国民がいるとすれば、二〇〇五年九月一四日の最高裁判例に照らしても、改正憲手続法が違憲状態にあることは明らかである。

さらに、繰延投票の告示期日の短縮はそれ自体投票環境の後退であり、憲法改正国民投票に繰延投票が適切なのかという根本問題も提起されている。期日前投票の弾力的運用は、開始時刻の繰り下げと閉鎖時刻の繰り上げという投票時間の短縮となっていたり、共通投票所の設置が、投票所の集約合理化（＝投票所の削減）をもたらしているという実態が明らかとなった。また、在外投票については在外投票名簿の登録率も投票率とともに減少しており、在外邦人の投票の機会が十分に保障されない制度上の問題点が指摘されている。

憲法改正国民投票は、前記の性質上、できる限り多くの国民に対し平等に投票の機会が保障されなければならないが、改正法は、投票できない国民が放置されているなど、違憲の疑いが極めて強いといえる。

(2) 憲法改正国民投票の公平公正が担保されていないこと

改憲手続法については、二〇〇七年五月の成立時に

において参議院で一八項目にわたる附帯決議がなされ、二〇一四年六月の一部改正の際にも衆議院憲法審査会で七項目、参議院憲法審査会で二〇項目もの附帯決議がなされる等、多くの問題点が指摘されているにもかかわらず、これらの本質的な問題点が、改正法ではまともや放置され先送りとされた。

とりわけ、①ラジオ・テレビ、インターネットの有料広告規制の問題やインターネット、ビッグデータ利用の適正化を図る問題、②公務員・教育者に対する不当な運動規制がある一方で、外国企業を含む企業や団体、外国政府などは、費用の規制もなく完全に自由に国民投票運動に参加できるとされている問題、③最低投票率が設けられていない問題等の見直しは、国民投票の公平公正を確保し、憲法改正の正当性を担保するうえで不可欠の根本問題である。

今回成立した改正法は、以上のような国民投票の公平公正を担保し、投票結果に正しく国民の意思が反映されるための措置について全く考慮されていない欠陥法であり、このままでは違憲の疑いが極めて強いといえる。

三 改正改憲手続法のもとで、改憲発議を行うことは憲法上許されないこと

菅首相や自民党など改憲派は、「施行後三年を目途に」、「有料広告制限、資金規制、インターネット規制などの「検討と必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」附則四条の措置がとられなくても、改憲発議は妨げられないとして、自民党改憲四項目改

憲原案の議論を一気に加速させることを狙っている。

しかし、前述のとおり、改正法は、憲法改正国民投票の公平公正が確保されない違憲状態の欠陥法である。そして改憲手続法の違憲状態を解消することは、国会に課された義務であり、その義務の履行を怠ったまま、国会が、改憲の発議権を行使することが許されないことは、前述の憲法改正国民投票の性質上当然である。

附則四条は、施行後三年を目途という期限をきって、このことを確認したものであり、法的な拘束力を持つことは明らかである。

以上より、改正法の違憲状態を解消するために必要な措置が講じられるまでは、国会議員による憲法改正原案の発議（国会法六八条の二）、憲法審査会による憲法改正原案の提出（同法二二条の七）、国会による憲法改正の発議（憲法九六条）は、いずれも、憲法上許されないというべきである。

四 市民と野党の共闘で、自民党改憲四項目（安倍・菅改憲 発議を阻止しよう）

二〇一七年五月、当時の安倍首相は二〇二〇年までに新しい憲法の施行を宣言し、二〇一八年三月に自民党は、九条に自衛隊を明記するなどの四項目の改憲案（素案）を取りまとめて、同年六月に、改憲手続法改正案を国会に上程した。その狙いが安倍改憲を憲法審査会で議論するための呼び水であったことは、今年五月三日菅首相が、改正改憲手続法案について「憲法改正議論の最初の一步として成立を目指さなければならぬ」と発言したことからも明らかである。しかし、

今後の日程

【常任委員会(全国ミーティング)】

*第2回(秋)

9月3日(金)～4日(土) 鎌倉

*第3回(冬)

12月3日(金)～4日(土) 和歌山

*第4回(春)

2022年

3月4日(金)～5日(土) 高知

【第53回定時総会】

2022年

6月25日(土)～26日(日) 沖縄

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

8月26日(木)10時半～

【広報委員会】

8月26日(木)17時～

改憲派の議席が三分の二以上を占める中で、市民と野党は共闘し、安倍九条改憲NO!三〇〇万署名運動を広め、安倍改憲を一步も前に進めさせることなく、安倍首相を辞任へと追い込んだ。このことは特筆されるべき成果であり、憲法が市民の中に定着している何よりの証左である。

安倍首相の後継である菅首相もまた、今年六月一日、改正改憲手続法の成立を機に、憲法九条への自衛隊明記や緊急事態条項の創設などを盛り込んだ自民党改憲四項目の改憲論議を進める決意を公言した。本来、「憲法尊重擁護義務」(憲法九十九条)を負う首相や国会議員が国民の意思を無視して改憲を先導主導することは憲法に違反する。憲法改正は、国民の中から憲法改正を求める意見が大きく発せられ、世論が成熟した場合に限り行われるべきものである。今、国民

は、政府や国会に対し、コロナ対策、命と生活を守る政治を求めているのであって、改憲世論は全く熟していない。

憲法によって公権力を制約し、国民の権利・自由を保障するのが立憲主義である。憲法に拘束される権力の側が、国民を差し置いて憲法改正を声高に叫び、改憲発議のために憲法審査会の開催を要求することは、立憲主義の危機であり、十分な警戒が必要である。この点、改正改憲手続法の審議の中で、附則四条の解釈も含め、自民党などが進める改憲論議と改憲発議に対して憲法上の楔を打ち込んだことは、今後に大きな意味を持つであろう。

コロナ禍に乗じた改憲発議を許さず、立憲主義を守るため、改憲問題対策法律家六団体連絡会は、今後も、市民と立憲野党と共闘して奮闘することを宣言する。

編集後記

▼今号も全国から青法協らしい多種多様な事件や諸活動について寄稿していただきました。ありがとうございます。▼今ちようど東京都議会議員

選挙がたたかわれていて、東京五輪が大会争点。開催強行されそうですが、先行き不透明です。いずれにせよ総選挙が大きなチャンスです。▼旗出しが巷で話題となりました。私も弁護士成り立ての頃、弁護団事件で旗出した記憶がありますが、詳細は覚えていません。昔は記者が裁判所の構内から出していた、しかし、施設管理権でそれがなくなった、そこで弁護士が外に出て行って旗出しをするようになったという話を知りました。今のスタイルの方が原告団・弁護団が主体で良いと思います。インターネットで情報が瞬時に伝達される現在でも、象徴的なイベントだと思います。▼前回、今回とコロナ禍での編集後記でしたが、約十か月後の今回はコロナ禍なのか、そうでないことを折りつつ自分で行うことはしたいと思います。

(中川勝之)